



林小班番号: 126-01

号: 127-01

0028 浅尾谷口線

北地 103-2

北地 105-2

北地 104

ヲバナ 110-2

北地 100

ヲバナ 109

尻高 122

林小班番号: 126-01

尻高 114

林小班番号: 126-03

北地 93

尻高 124

林小班番号: 126-02

林小班番号: 126-04

尻高 128-1

尻高 128-2

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集積R4-1	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		越知町長 小田 保行		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地										
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
1	大字浅尾字北地	93番	126	2	山林	1.944	スギ	59	R5. 2. 17	10年 (R16. 2. 16)	<p>●経営管理実施権の設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。</p> <p>●乙は、越知町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を実施する。</p> <p>●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。</p> <p>●乙は、気象害及び病虫害害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。</p>	<p>●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額から、間伐作業及び木材販売に係る経費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>・木材の販売収入額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>・間伐作業及び木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。</p> <p>●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 乙から甲に支払うこととし、支払いの方法は、甲の指定する口座に支払うこととする。</p>	
2	大字浅尾字北地	105番2	126	3	山林	0.071	スギ	64	R5. 2. 17	10年 (R16. 2. 16)				
3	大字浅尾字尻高	114番	126	3	山林	0.014	その他広葉樹	49	R5. 2. 17	10年 (R16. 2. 16)				
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合 計						2.029								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)				備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	大字浅尾 字北地	93番	126	2	山林	1.944	スギ	59					
2	大字浅尾 字北地	105番2	126	3	山林	0.071	スギ	64					
3	大字浅尾 字尻高	114番	126	3	山林	0.01	その他 広葉樹	49					
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地 越知町長 小田 保行

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 XXXXXXXXXX

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)											
	集R4-2	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	越知町長 小田 保行		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地											
		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)												
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
1	大字浅尾字北地	100番	126	2	山林	0.010	スギ	59	R5. 2. 17	10年 (R15. 2. 16)	<p>●経営管理実施権の設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。</p> <p>●乙は、越知町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を実施する。</p> <p>●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。</p> <p>●乙は、気象害及び病虫害害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。</p>	<p>●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額から、間伐作業及び木材販売に係る経費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>・木材の販売収入額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>・間伐作業及び木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。</p> <p>●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 乙から甲に支払うこととし、支払いの方法は、甲の指定する口座に支払うこととする。</p>			
2	大字浅尾字北地	103番2	126	3	山林	0.007	スギ	64	R5. 2. 17	10年 (R15. 2. 16)						
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
合 計					0.017											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所在地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	大字浅尾 字北地	100番	126	2	山林	0.010	スギ	59				
2	大字浅尾 字北地	103番2	126	3	山林	0.007	スギ	64				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地 越知町長 小田 保行

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 [REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集積R4-3	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)			(名称)			(所在地)									
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)			(氏名又は名称)			(住所又は所在地)									
		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)															
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
1	大字浅尾字北地	104番	126	2	山林	0.193	スギ	60	R5. 2. 17	10年 (R15. 2. 16)	<p>●経営管理実施権の設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。</p> <p>●乙は、越知町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を実施する。</p> <p>●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。</p> <p>●乙は、気象害及び病虫害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。</p>	<p>●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額から、間伐作業及び木材販売に係る経費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>・木材の販売収入額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>・間伐作業及び木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。</p> <p>●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 乙から甲に支払うこととし、支払いの方法は、甲の指定する口座に支払うこととする。</p>				
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
合 計						0.193											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	大字浅尾 字北地	104番	126	2	山林	0.193	スギ	60				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙)

住 所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地

越知町長 小田 保行

権利を設定する森林の森林所有者 (甲)

住 所



(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにする。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集積R4-4	経営管理権の設定を受ける市町村 (乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者 (甲)		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		越知町		越知町長 小田 保行		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地								
		乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)												
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
1	大字浅尾字ヲバナ	109番	126	3	山林	0.557	スギ	69	R5. 2. 17	10年 (R15. 2. 16)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●経営管理実施権の設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。</li> <li>●乙は、越知町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を実施する。</li> <li>●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。</li> <li>●乙は、気象害及び病虫害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額から、間伐作業及び木材販売に係る経費を控除した収益額をもとに算定する。</li> <li>・木材の販売収入額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</li> <li>・間伐作業及び木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。</li> <li>●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。</li> </ul>	1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。  2. 相手方及び方法 乙から甲に支払うこととし、支払いの方法は、甲の指定する口座に支払うこととする。	
合 計					0.557									



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)												
	集R4-5	経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)	越知町長 小田 保行		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地												
		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)													
乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)																	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考			
1	大字浅尾字ヲバナ	110番2	126	3	山林	0.296	スギ	53	R5.2.17	10年(R15.2.16)	<p>●経営管理実施権の設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。</p> <p>●乙は、越知町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を実施する。</p> <p>●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。</p> <p>●乙は、気象害及び病虫害害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。</p>	<p>●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額から、間伐作業及び木材販売に係る経費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>・木材の販売収入額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>・間伐作業及び木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。</p> <p>●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 乙から甲に支払うこととし、支払いの方法は、甲の指定する口座に支払うこととする。</p>				
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
合 計						0.296											

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	大字浅尾 字ヲバナ	110番2	126	3	山林	0.296	スギ	53				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地 越知町長 小田 保行

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 [REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集R4-6	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)							(名称)		(所在地)					
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)							(氏名又は名称)		(住所又は所在地)					
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)																
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づいて 行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要 する経費を控除してなお利益がある場 合において甲に支払われるべき金銭 (D)の額の算定方法	乙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	備考		
1	大字浅尾 字ヲバナ	110番2	126	3	山林	0.296	スギ	53	R5.2.17	10年 (R15.2.16)	<p>●経営管理実施権の設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。</p> <p>●乙は、越知町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を実施する。</p> <p>●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。</p> <p>●乙は、気象害及び病虫害害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。</p>	<p>●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額から、間伐作業及び木材販売に係る経費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>・木材の販売収入額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>・間伐作業及び木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。</p> <p>●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 乙から甲に支払うこととし、支払いの方法は、甲の指定する口座に支払うこととする。</p>			
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
合 計						0.296										

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	大字浅尾 字ヲバナ	110番2	126	3	山林	0.296	スギ	53				
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地 越知町長 小田 保行

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 [REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集R4-7	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		越知町長 小田 保行		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種							現況林齢
1	大字浅尾	122番	126	3	山林	0.286	その他広葉樹	49	R5. 2. 17	10年 (R15. 2. 16)	<p>●経営管理実施権の設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。</p> <p>●乙は、越知町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を実施する。</p> <p>●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。</p> <p>●乙は、気象害及び病虫害害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。</p>	<p>●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額から、間伐作業及び木材販売に係る経費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>・木材の販売収入額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>・間伐作業及び木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。</p> <p>●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 乙から甲に支払うこととし、支払いの方法は、甲の指定する口座に支払うこととする。</p>	
2	大字浅尾	124番	126	3	山林	0.448	ヒノキ	50	R5. 2. 17	10年 (R15. 2. 16)				
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合 計						0.734								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在 地 番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類		
1	大字浅尾 字尻高	122番	126	3	山林	0.286	その他 広葉樹	49				
2	大字浅尾 字尻高	124番	126	3	山林	0.448	ヒノキ	50				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

この計画に同意する。  
 権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地 越知町長 小田 保行  
 権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 [REDACTED]

- (記載注意) (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。  
 (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。  
 (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。  
 (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。  
 (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。



# 経営管理権集積計画

## 1 個別事項

整理番号	集R4-8	経営管理権の設定を受ける市町村(乙)		(名称)		(所在地)								
		経営管理権を設定する森林の森林所有者(甲)		越知町長 小田 保行		高知県高岡郡越知町越知甲1970番地								
乙が経営管理権の設定を受ける森林(A)								経営管理権の始期	経営管理権の存続期間(終期)(B)	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	乙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢							
1	大字浅尾字尻高	128番1	126	3	山林	0.031	ヒノキ	58	R5. 2. 17	10年 (R15. 2. 16)	<p>●経営管理実施権の設定は行わず、乙自ら経営管理を実施する。</p> <p>●乙は、越知町森林整備計画に基づいて、存続期間中に間伐を実施する。</p> <p>●乙は、作業の際には、下層植生はできる限り残置する等、森林の公益的機能の維持・増進に配慮する。</p> <p>●乙は、気象害及び病虫害の確認と下層木成長の経過観察のため、年に1回程度林内巡視を行う。</p>	<p>●木材の販売が行われた場合、甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売収入の額から、間伐作業及び木材販売に係る経費を控除した収益額をもとに算定する。</p> <p>・木材の販売収入額については、実際に木材を販売して得られた収入により算定する。</p> <p>・間伐作業及び木材販売に係る経費については、実際に木材を生産するのに要した経費により算定する。</p> <p>●木材の販売が行われなかった場合は、甲には金銭の支払いは行われぬ。その場合、乙が行う経営管理の経費は乙が負担するものとする。</p>	<p>1. 時期 木材生産業務及び、木材販売業務が完了し、販売収入が確定したのち、速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 乙から甲に支払うこととし、支払いの方法は、甲の指定する口座に支払うこととする。</p>	
2	大字浅尾字尻高	128番2	126	3	山林	0.560	ヒノキ	56	R5. 2. 17	10年 (R15. 2. 16)				
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
合 計						0.591								

乙が経営管理権の設定を受ける森林 (A)									経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者 (E)			備考
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	
1	大字浅尾 字尻高	128番1	126	3	山林	0.031	ヒノキ	58				
2	大字浅尾 字尻高	128番2	126	3	山林	0.560	ヒノキ	56				
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村 (乙) 住 所 高知県高岡郡越知町越知甲1970番地 越知町長 小田 保行

権利を設定する森林の森林所有者 (甲) 住 所 [REDACTED]

- (記載注意)
- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別業とすること。
  - (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - (3) (A) 欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、実測面積を ( ) 書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
  - (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は ( ) 書きで下段に2段書きにすること。
  - (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。